

静岡県 保護者向け 消費者教育出前講座

民法の改正により令和4年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、
今まで20歳未満に認められていた未成年者取消権が、
18歳未満でなければ認められなくなります。

一方で、18歳になると、親権者の同意を得ずに、自らの判断で
高額な商品の契約やお金の借入れ等ができるようになることから、
今後、18・19歳の消費者被害が急増するおそれがあります。

子どもの消費者被害を未然に防ぐためには、
子どもだけではなく、保護者も悪質商法の手口等を知っておくことが非常に重要です。
保護者向け出前講座で知識を習得し、子どもを悪質事業者から守りましょう！

派遣
無料!



講座活用 Q&A

- 対象や場所の指定はありますか？
 - ・ 学校（PTA 役員会、PTA 総会）、自治会、サークル、概ね 10 人以上集まれば、どなたでもどこでも OK です。
- 曜日や時間は限定されていますか？
 - ・ 原則、いつでも派遣します。
休日、夜間も含め、まずはご相談ください。
 - ・ 概ね 1 ヶ月前までにご連絡ください。

講座のテーマ例

20 分程度から対応できます

- ✓ 成年と未成年との違いって何？
- ✓ 未成年取消権って何？
- ✓ 子どもが狙われやすい悪質商法の手口とその対処方法は？
- ✓ 子どもがスマートフォンやキャッシュレス決済を利用するときの注意点は？
- ✓ 子どもが悪質商法の被害に遭わないために保護者としてできることは？

裏面に申込書があるホー！

講座開催までの流れ

申込み

FAX またはインターネットでお申込みください。
(できるだけ、予め電話でご相談ください)

打ち合わせ

派遣講師をお知らせしますので、内容や進め方、教材等について電話やメールで直接、講師と調整してください。

講座当日

講座会場に直接、派遣講師が訪問します。(会場は、申込者においてご準備ください)

講座終了後

講座の内容等に関するアンケートに御回答ください。

お問い合わせ・申込み

静岡県東部県民生活センター (電話) 055-951-8214 (FAX) 055-951-8208
 静岡県中部県民生活センター (電話) 054-202-6016 (FAX) 054-202-6018
 静岡県西部県民生活センター (電話) 053-458-7116 (FAX) 053-452-2376

なるほど 消費者教育

検索



Shizuoka Prefecture

静岡県_____県民生活センター消費者行政班 行 [送付状不要]

(FAX) 東部県民生活センター 055-951-8208 中部県民生活センター 054-202-6018
 西部県民生活センター 053-452-2376

静岡県 保護者向け消費者教育出前講座 実施申込書

令和 年 月 日

静岡県_____県民生活センター所長 様

以下のとおり、保護者向け消費者教育出前講座を申し込みます。

会合名	地区PTA研修(役員)会 ・ 高校PTA研修(役員)会 その他 ()						
担当者連絡先	氏名				学校名		
	電話				FAX		
	メール						
希望日時	第1	令和	年	月	日 ()	:	~
	第2	令和	年	月	日 ()	:	~
	第3	令和	年	月	日 ()	:	~
受講対象者		主 な 年 齢 層		歳 代	参 加 人 数	人	男 女 人
希望テーマ							
希望する講師	<input type="checkbox"/> 消費者教育講師* () <input type="checkbox"/> 消費生活相談員 <input type="checkbox"/> 特になし <small>※御希望に添えない場合もありますので、予め御了承ください</small>						
会 場	名 称				交 通 手 段	最寄 (_____ 駅) ・ (_____ バス停) から 徒歩 (_____) 分	
	住 所					<small>※原則、公共交通機関を利用します。</small>	
	設 備	パソコン(パワーポイント・DVD再生用)			有 ・ 無 (どちらかに○を付けてください)		
		スクリーン			有 ・ 無		
		プロジェクター			有 ・ 無		
		マイク			有 ・ 無		
そ の 他 要 望 等							

※ 消費者教育出前講座などの学習機会を様々な場で提供していくため、その担い手となる者として、静岡県が平成29年度に養成した講師